

平成28年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第2回総会

日時 平成28年2月25日(木) 午前9時00分
会場 寒河江市立図書館 2階 会議室

出席委員

1番 加藤友康	3番 土田彦雄	4番 猪倉通文
5番 黒田祐一	6番 影沢政俊	7番 土屋喜久夫
8番 菊地弘美	9番 石山邦一	10番 大泉邦彦
11番 眞木早百合	12番 相原稔	13番 小野義和
14番 佐藤義広	15番 奥山眞治	16番 菅井孝一
17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美	19番 渡辺宏
20番 木村三紀		

欠席委員

2番 菊地ひとみ

事務局

事務局 局長 原田真司	局長補佐 鈴木隆
農地係 係長 三井洋明	総務係 係長 高子英晴
総務係 主任 村上千尋	農地係 主事 佐藤友彦

傍聴人

1名

議事

- (1) 議第4号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第5号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第8号 非農地証明願の審議について
- (6) 議第9号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時20分

木村議長

おはようございます。

それでは、早速、総会に入りたいと思います。ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

まず総会の成立についてでありますけれども、本日の出席者は、総委員数20名中出席委員19名であります。在任委員の過半数以上が出席しておりますので総会は成立いたします。

木村議長

次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

それでは、11番・眞木早百合委員、12番・相原 稔委員にお願いします。

次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長

次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

事務局(農地係長)

報告事項についてご説明いたします。

(報告事項朗読)

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまの報告について、何か質問はありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長 質問がないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「特にありません」の声あり)

木村議長 ないようですので、早速、議事に入ります。

木村議長 それでは、議第4号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第5号「事業計画変更の審議について」

(3) 議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(5) 議第8号「非農地証明願の審議について」

(6) 議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第4号から議第9号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第4号農地法第3条の規定による許可処分について、7番・土屋喜久夫委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理人、よろしくお願ひします。

渡辺委員 去る2月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条案件2件、農地法第5条

案件 2 件で、うち 1 件は事業計画変更に関連する案件でした。

また、農地法第 4 条案件に関連する非農地証明願案件 1 件の合計 5 件を実施し、審査いたしました。

議第 4 号農地法第 3 条の規定による許可処分については、順位 5 番、6 番、10 番の法人への貸借の案件に関して、現地調査を実施しました。順位 5 番、6 番の賃借権設計の案件は、株式会社四季ふぁーむの新規の利用権設定となっております。

内容としては、 氏とその母親である さんの農地を、株式会社四季ふぁーむに貸し出すものであり、 氏の所有農地の一部と さんの所有農地全てを四季ふぁーむに移行させる案件で、今回の農地の賃借権設定について異議はございませんでした。

次に、順位 10 番の使用賃借権設定の案件は、株式会社さがえ西村山ジェイエイファームの新規の利用権設定となっております。内容としては、耕作放棄地となっている樹園地を株式会社さがえ西村山ジェイエイファームが借り受け、耕作放棄地対策交付金を活用し再生させた後、紅秀峰を作付するとのことであり、今回の農地の使用賃借権設定について異議はありませんでした。

次に、議第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について、順位 9 番寒河江地区の分譲用工場敷地造成の案件です。

この案件は、議第 5 号事業計画変更申請書の審議について、順位 1 番の案件と関連しており、以前リースで農地転用の許可を取得していた土地に 1 筆を加え、工業用敷地を拡張して造成する事業計画変更による転用となっております。現場は都市計画区域内工業専用地域内の農地で、市街地に位置しており、周囲は工場が建ち並んでおります。また、申請されました事業計画に基づき、関係機関との協議も調べており、計画内容も適切であるため、問題ないと判断しました。

次に、順位10番三泉地区の太陽光発電施設及び資材置き場の案件です。現場は都市計画区域内の農地で、集落内にある農地であり、近くには小学校や保育所などの公共施設もあります。また、申請されました事業計画に基づき、関係機関との協議も調っており、計画内容も適切であるため問題ないと判断しました。しかし、昨今太陽光発電施設の反射光が近隣住宅に照りつけ、近隣トラブルとなっている事例があるので、転用事業を行うに当たり近隣住民の意見を得ておく必要があるとの意見が出ました。

議第8号非農地証明願の案件について、順位1番寒河江地区の案件です。この案件は、農地法第4条順位1番の非農地として活用されている土地です。この土地は、平成10年に転用許可を受けた農地であり、現況も農地としての活用がないと確認されましたので、異議ありませんでした。

なお、その他の申請されました案件については、全て特に異議なしと判断されたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

十分な審査をお願いします。

審査時間については30分程度としまして、10時までとさせていただきます。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 10時12分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7番の土屋喜久夫委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、退室)

木村議長

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、菅井孝一委員、お願いします。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

(議案書順位5番朗読)

この件に関しまして、2月19日に事前調査会のメンバーで現地を確認に行ってまいりました。法人のほうに移すということでありまして、名義のほうを母親から株式会社に移すということでございますので、何ら問題はないという話になりました。また、事前調査会のほうでも異議はございませんでした。

(議案書順位6番朗読)

これも個人から会社のほうに移すということでありまして、会社を立ち上げて会社のほうの借り受けとなりますので、何ら問題はないというふうに判断しました。

これも事前調査会において2月19日に調査してまいりました。事前調査会においても異議はございませんでした。

(議案書順位 9 番朗読)

この件に関しまして2月17日に小野委員と現地を確認してまいりました。現地はサクランボ畑であり、この方々は夫婦であるということで、旦那さんから奥さんのほうへの贈与ということでもありますので、何ら問題はないというふうに判断してまいりました。また、地区審査においても異議はございませんでした。

(議案書順位 4 番朗読)

この件に関しまして2月15日に白岩担当の眞木委員のほうと現地を確認に行つてまいりました。この■■■さんは、もともとは田代地区に住んでいたために土地のほうも留場地区にあり、この■■■さんと隣接する土地があるために、ちょうど経営規模の拡大を図るということで、何ら問題はないのかなというふうに判断してまいりました。また、地区審査においても異議はございませんでした。

(議案書順位 10 番朗読)

この件に関しまして2月19日の事前調査会のメンバーにおいて現地を確認してまいりました。現地のほうは現在耕作放棄地になっており、このたびジェイエイファームで借りまして耕作放棄地の解消と農業生産法人運営のためにやるということでもありますので、何ら問題はないと判断しました。事前調査会においても異存はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、土田彦雄委員、お願いします。

土田委員

はい、議長。3番、土田であります。

(議案書順位3番朗読)

この件につきまして2月15日に加藤委員と現地を確認してきたところであります。この畑につきましては、以前から■
■さんのほうで借り受けまして育苗ハウスとして使用していたところでありまして、今後も引き続き農地として活用していくということでもありますので、何ら問題はないということ判断してきたところあります。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、大泉邦彦委員お願いします。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

(議案書順位7番朗読)

この件に関しまして16日、奥山眞治委員と現地を確認してまいりました。場所は■
■さんの牛舎の近くで、周辺農地への影響はないと判断してまいりました。事前調査並びに地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位8番朗読)

この件に関しても16日に奥山眞治委員と現地を確認して

まいりました。この場所は国道287号線の梁瀬橋の近くで、
■さんのサクランボ園の隣であります。長年耕作放棄地とい
うことで、この土地で家庭菜園をやりたいということで■さ
んが購入したいということです。この件に関しても事前調査会
並びに地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明
をお願いします。

事務局（農地係長）

順位3番から順位10番は、農地法第3条調査書に基づく調
査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認
されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局
からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
申請どおり全て許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第4号は、申請どおり許可決定いたし
ました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第4号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第5号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、菅井孝一委員、お願いします。

菅井委員 はい、議長。16番、菅井です。

(議案書順位1番朗読)

この件に関しまして2月19日に事前調査会のメンバーで現地を確認してまいりました。この申請事由どおりであれば何ら問題ないというふうに判断します。地区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地係長) 順位1番は、分譲工場用敷地への転用の許可の事業計画変更をするものであり、変更内容は当初許可を得ている土地2筆に1筆を加え、分譲敷地を拡張するというものであります。

農地区分は都市計画区域内にある用途地域にある農地であ

り、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。また、農地転用一般許可基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はありませんでしたので、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第5号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、菅井孝一委員、お願いします。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

(議案書順位1番朗読)

この件に関しまして2月17日に小野委員と現地を確認してまいりました。申請事由のとおり、息子さんと自分たちの住宅の2棟建てるということで、何ら問題はないというふうに判断してまいりました。地区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位1番は住宅建築用敷地への転用になっております。農地区分は都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。また、農地転用一般許可基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はありませんでしたので、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり許可相当として
県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請
書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査
の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、菅井孝一委員をお願いします。

菅井委員 はい、議長。16番、菅井です。

(議案書順位9番朗読)

この件に関しまして2月19日に事前調査会のメンバーで
現地を確認してまいりました。この件は、先ほどの事業計画変
更の内容と関連するものでありまして、計画内容も適正である
というようなことであるので、何の問題もないと判断してまい
りました。また、地区審査においても異議はございませんでし
た。

(議案書順位11番朗読)

この件に関しまして2月17日に小野委員と現地を確認し
てまいりました。この件は、隣接する擁壁の土地の部分を求め
て住宅敷地を拡張したいということでありまして、何ら問題は
ないという話になりました。地区審査においても異議はござい
ませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、土田彦雄委員お願いします。

土田委員

はい、議長。3番、土田です。

(議案書順位7番朗読)

この件につきましては2月15日に加藤委員と現地を確認してきたところでありまして、この場所はほなみ団地の中でありまして、周辺は既に住宅地になっているところがございます。計画どおりであれば、問題ないと判断してきたところでありまして、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位8番朗読)

この件につきましても2月15日に加藤委員と現地を確認してきたところでありまして、貸し人と借り人は親子関係であります。貸し人の敷地内に店舗エステサロンを経営するという計画でありまして、周辺にはまだまだ農地が点在しているところでありまして、計画どおりであれば周辺農地への影響は極力避けられるということで確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位10番朗読)

この件につきましては2月19日に事前調査会において現地を確認してきたところでありまして、周囲は農地や住宅が点在しているところでありまして、計画どおりであれば何ら問題ないと判断してきたところでありまして、地区審査でも異議はありませんでした。ただ、冒頭にも渡辺委員のほうからあ

りましたように、太陽光発電のパネルにつきまして全国的にトラブルが発生しているというような事例もあります。そういったことから住民への説明、理解を求めるような措置を講ずるべきであるというような意見も出てきております。

その後、事務局のほうで事業主に対しましてその旨を要望しているということでもありますので、今返答待ちということでもありますので、その後見守っていきたいというふうに思っています。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

農地法に基づく許可要件についてご説明する前に、議案のほうに加筆していただきたいことがございます。総会資料の12ページ目と13ページ目です。順位の8番、9番、10番、11番の改良区の意見欄のところ、空欄となっておりますけれども、2月24日寒河江川土地改良区のほうから転用につきましては可であるというふうなことで、意見書が出ております。

また、説明が前後してしましますが、議第6号の順位1番、10ページ目です。農地法第4条の順位1番の改良区の意見欄につきましても、24日に可ということになっております。

また、その前の議案、議第5号の順位1番、8ページ目です。8ページ目の順位1番につきまして、2月24日に寒河江川土地改良区の意見、可ということになっております。

説明が前後してしましまして、申し訳ありません。

それでは、農地法に基づく許可要件についてご説明いたします。順位7番は住宅建築用敷地への転用、また順位11番は住宅敷地拡張のための転用となっております。その農地はいずれ

も都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位9番は、分譲工場用敷地造成に係る転用になっております。農地区分は都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常敷地造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域にある農地については例外として敷地の造成を目的とした転用も認めており、問題ないと考えます。

順位8番は、店舗建築用敷地への転用になっております。農地区分は街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超える程度まで宅地化が進んでいる区域にある農地であり、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位10番は、太陽光発電施設及び資材置き場敷地への転用になっております。農地区分は水管、下水管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存することに該当し、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。また、農地転用一般許可基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はありませんでしたので問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第8号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、菅井孝一委員をお願いします。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

(議案書順位1番朗読)

この件に関しまして2月17日に小野委員と現地の確認に行ってまいりました。これは先ほどの第4条にもありましたように、 さんが住宅を建てるということで、この部分に建てていた農機具小屋の部分を非農地証明で出すとなったようでありました。この分につきましても、地区審査においては異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第8号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、菅井孝一委員をお願いします。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、土田彦雄委員お願いします。

土田委員

はい、議長。3番、土田です。

(議案書朗読)

利用集積の件につきましては、いずれも認定農業者でありまして、地区審査では異議ありませんでした。また、中間管理事業の案件につきましても、農業振興地域内にありまして、地区の担い手等に貸し出すために中間管理事業へ集積する農地に適していると判断してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、大泉邦彦委員お願いします。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、高松・醍醐地区、相原 稔委員お願いします。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

以上、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変どうもご苦労さまでした。

閉会 午前11時03分

平成28年2月25日

第2回総会 議長.....

議事録署名委員 11番委員.....

議事録署名委員 12番委員.....